

令和8年度(2026年度)
新製品・新サービス開発補助金
公 募 要 領

令和8年(2026年)4月1日

八王子市

注意事項

- 本補助金は、審査の結果、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。
- 補助金は経理上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象です。
- 交付決定後に補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。尚、当初の事業計画に記載のない新しい経費の追加はできません。
- 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の報告がない場合、補助金は受け取れません。
- 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定額より少なくなる場合(交付を行わない場合も含む)があります。
- 申請・補助事業者は、本公募要領、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、市からの指示に従うものとします。

【目次】

1 事業の目的、制度内容について……………	2 ページ
2 補助金交付までの流れ……………	6 ページ
3 事前相談(申請前の技術相談)について……………	7 ページ
4 交付申請について……………	7 ページ
5 審査について……………	8 ページ
6 補助事業の実施について……………	9 ページ
7 実績報告について……………	10 ページ
8 補助金の支払について……………	10 ページ
9 補助事業者の義務など……………	11 ページ
10 よくある質問……………	11 ページ
11 問い合わせ先……………	14 ページ

1 事業の目的、制度内容について

(1) 事業の目的

単独で、又は企業間連携若しくは大学等との産学連携等により、新製品又は新サービスの開発に取り組む中小企業を支援することで、地域経済の活性化及び八王子市内の産業の振興を図ることを目的としています。

(2) 用語の意味

ア 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種	中小企業基本法の定義
製造業	資本金 3 億円以下 または 従業員数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 または 従業員数 100 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 または 従業員数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 または 従業員数 50 人以下
上記以外	資本金 3 億円以下 または 従業員数 300 人以下

イ 会社

中小企業基本法に規定する会社をいいます。

ウ 従業員

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」(労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条に規定する「予め解雇の予告を必要とする者」)をいいます。

エ みなし大企業

次の①～⑤のいずれかに該当する中小企業をいいます。

- ① 自社の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- ② 自社の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
- ④ 自社の発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業が所有している
- ⑤ ①～③に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

オ みなし同一法人

次の①～④のいずれかに該当する法人をいいます。

- ① 親会社が議決権の50%超を有する子会社の場合、その親会社と子会社
- ② 親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、その親会社と複数の子会社
- ③ 個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合、その複数の会社
- ④ 代表者が同じ法人(法人の代表者と個人事業者が同一の場合を含む)

カ 単独枠

申請者のみによる新製品・新サービスの開発にあたり本補助金を申請する場合に適用する枠をいいます。

キ 共同枠－(ア)産学連携型

申請者と大学等(大学等研究機関)の共同研究・開発により新製品・新サービスの開発を行うにあたり本補助金を申請する枠をいいます。

ク 共同枠－(イ)中小企業連携型

二者以上の中小企業が共同研究・開発により新製品・新サービスの開発を行うにあたり本補助金を申請する枠をいいます。

(3) 補助対象者

次の全てに該当する方が対象となります。

ア 八王子市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業であること

※ 個人事業者の場合は、八王子市内に主たる事業所及び住民登録がある方に限ります。

イ 市税等の滞納がないこと

ウ みなし大企業ではないこと

エ 共同枠において連携する企業等がみなし同一法人に該当する者ではないこと

オ 補助事業において委託する企業等がみなし同一法人に該当する者ではないこと

カ 同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項により定める事業を行っていないこと

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと

ケ 公序良俗に反する事業を行っていないこと

コ 申請者と連携先企業等の組み合わせを変えずに行う連携事業について、令和8年度(2026年度)新製品・新サービス開発補助金の交付決定を受けていないこと

(4) 申請方法

申請は、次のいずれかの方法があります。

ア 単独枠:申請者が、単独で補助対象経費を申請する方法

イ 共同枠－(ア)産学連携型:申請者が、大学等(大学等研究機関)と共同研究契約書等を締結して補助対象経費を申請する方法(共同研究契約書等の写しを提出すること。)

ウ 共同枠－(イ)中小企業連携型:申請者が、自社以外の中小企業と共同研究契約書等を締結して補助対象経費を申請する方法(共同研究契約書等の写しを提出すること。)

(5) 補助対象事業

全てに該当する事業が対象となります。

ア 自らが主体となって行う「新製品・新サービス」※1の研究・開発を目的とした取組であること

イ 令和8年(2026年)4月1日以降に事業の手続きを開始していること

ウ 令和9年(2027年)2月28日までに事業が完了すること

エ 八王子市新産業開発・交流センター相談員との技術相談を事前に実施していること

※1「新製品・新サービス」とは、市内事業者が新たな価値創出を目的として取り組む製品またはサービスを指します。

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①新たに開発される製品またはサービス

②既存の技術やノウハウ、サービスを組み合わせた新製品、または、新たな提供方法や事業モデルを構築するもの

「新製品・新サービス」の取組には、次に例示するものを含みます。

・自社にない製品またはサービスを組み合わせた試作品の開発、それにとまなう実証実験や効果測定

・大学等の専門機関の知見を活かして行う試作品の開発、効果測定

・大学等の専門機関の知見を活かして行う既存製品の改良

なお、単なる更新、軽微な変更又は事業内容に実質的な変化を伴わないものは対象としません。

(6) 補助対象経費

ア 原材料・副資材費：試作品構成部品、材料等の購入費。

イ 機械装置・工具器具のリース・レンタル及びそれに伴う据付費：研究開発に直接使う機械、測定器、サーバー、ソフトウェア等。ただし、補助事業の実施期間内の契約に限る。（※100万円(税抜)以上は原則2社以上見積必要）

ウ 委託・外注費：自社でできない開発・製造・加工・試験等の外部委託費、共同研究費、ユーザーテスト費、市場調査費。ただし、共同枠（イ）中小企業連携型の場合、共同で取り組みを実施する中小企業との取引に係る経費は対象外とする。（※100万円(税抜)以上は原則2社以上見積必要）

エ 産業財産権出願・導入費：特許等の出願費用(弁理士費用等)、ライセンス料。

オ 専門家指導費：外部専門家からの技術指導への謝金・相談料。

カ 使用料及び賃借料：実験の実施に必要な会場借上料、施設使用料、機器利用料

(7) 補助対象とならない経費の例

次に挙げる経費は対象となりません。

※ 代表的なものを例示しています。この他にも補助対象とならない経費はあります。

ア すでに試作品開発が完了している製品の量産等に係る経費

イ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例 パソコン・タブレット端末・ソフトウェア・デジタルカメラ・撮影器具・切手・ガソリン代など)の購入費

ウ 契約書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費(帳票類の宛名が申請者と異なる場合など)

エ 消耗品(補助事業を行うために必要な原材料・部品など)の購入費で単価が1万円未満のもの

オ 中古品等の購入費(古物商、オークション、フリーマーケットサイトからの購入を含む)

カ 手形、小切手、電子マネー、各種ポイントなどで支払ったもの

キ 通常業務、取引と混合して支払いが行われており、判別が困難な経費

- ク 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ケ オンラインサービス等を利用する際のチャージ代に相当する経費
- コ みなし同一法人との取引に係る経費
- サ フランチャイズチェーン及びボランタリーチェーン等の加盟料
- シ 専ら資産運用的性格の強い事業に係る経費
- ス 旅費、宿泊費等の出張に係る経費(専門家指導費の国内旅費除く)
- セ 人件費、日当等の給与に係る経費
- ソ 間接経費(通信費・光熱水費・家賃・土地建物等)
- タ 振込等手数料(代引手数料を含む)
- チ 公租公課(消費税及び地方消費税額など)
- ツ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(8) 補助率及び補助金額

補助率と補助金額は以下のとおりです。

補助対象事業	補助率	補助金額
研究開発費等 <単独枠>	補助対象経費の <u>2/3以内</u>	<u>50万円以内</u>
共同研究開発費等 <共同枠> (ア)産学連携型 (イ)中小企業連携型	補助対象経費の <u>2/3以内</u>	<u>100万円以内</u>

(9) 補助事業の実施期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)2月28日まで

※ この期間内に、契約、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続きが開始・完了する必要があります。

※ 申請は令和9年(2027年)1月31日締切(必着)ですのでご注意ください。

(10) 採択時期

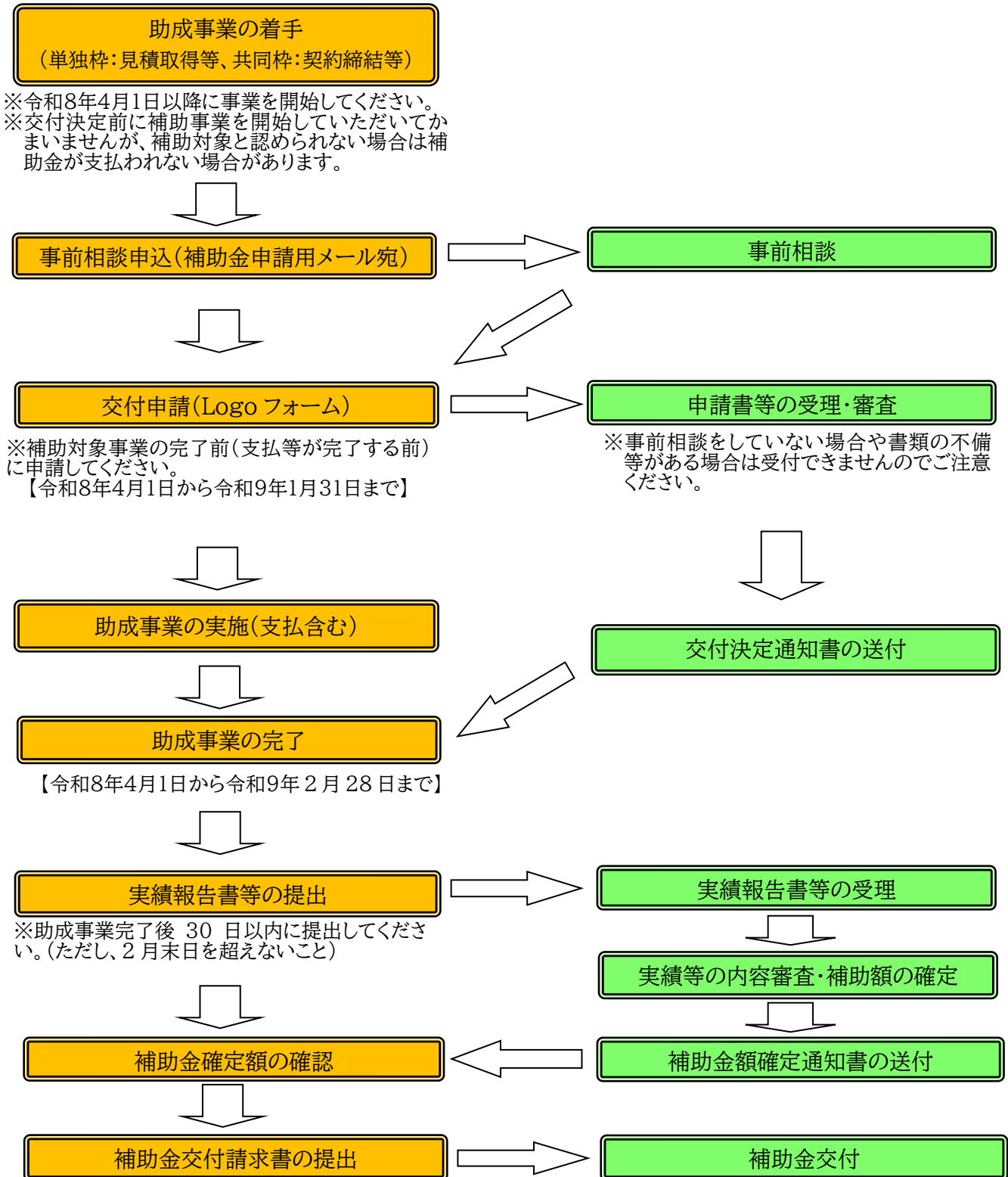
申請受付後、随時に採択します。

※ 決定通知までに1か月程度かかります。

2 補助金交付までの流れ

<事業者>

<八王子市>



3 事前相談(申請前の技術相談)について

本補助金は、『事前相談』が必要です。

事前相談とは、申請予定の研究等について本市技術相談員が直接お話を伺い、本補助金の主旨に合った内容かどうかを確認するものです。(内容によっては本補助金の対象外と判断される場合もあります。)

(1)事前相談の場所

事前相談は、原則、新産業開発・交流センター(八王子市旭町1-1 セレオ八王子9階)で実施します。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/002/002/002/p006566.html>

(2)事前相談の流れ

「事前相談用紙」を記入し、メールに添付した上で相談希望日を産業振興推進課メールアドレス宛にメールをお願いします。

補助金申請用メールアドレス↓

sh092000@city.hachioji.tokyo.jp

※「事前相談用紙」は、市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p037227.html>



事前相談当日は「事前相談用紙」に基づきヒアリングをさせていただきます。補足資料等をご持参される場合は、2部をご用意ください。

(3)留意点

技術相談では、主に次の観点からヒアリングします。(以下がすべてではありません。)

- ・自らが企画・立案・設計等をしていることが明確であること
- ・新たな価値をどのような顧客層に届けるか明確であること
- ・既存製品との違い及び、それによる付加価値が明確であること
- ・開発した最終成果物(試作品)の製品化及び実用化等を目指していることが明確であること
- ・大学や企業との連携等により製品・サービスの価値向上を目的としていることが明確であること

なお、付加価値については、新規性・独自性、市場性、製品等の社会的有用性等の観点から総合的に判断します。

4 交付申請について

(1) 受付期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)1月31日まで

※ 補助対象事業の完了前(支払が完了する前)に申請してください。

※ 予算がなくなり次第、受付は終了します。

※ 交付申請は、同一の事業者が申請主体となる場合について1回限りです。

(2) 申請方法及び提出書類

提出書類はフォーム内でアップロードしてください。

<提出先> 令和8年度(2026年度)新製品・新サービス開発補助金交付申請(Logo フォーム内)

<https://logoform.jp/form/iapr/1342798>



<input type="checkbox"/>	令和8年度(2026年度)新製品・新サービス開発補助金交付申請書 【第1号様式】※市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p037227.html	
<input type="checkbox"/>	見積書等 ※補助対象経費の金額根拠となる資料を提出してください。 ※外貨表示の場合は見積書発行日の円レート根拠資料を提出してください。 ※令和8年(2026年)4月1日以降の日付であること。	
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】 ・ 登記事項証明書 ※発行日から3か月以内のものを提出してください。 ※登記情報サービスの法人登記情報を提出する場合は、照会番号付きで有効期限以内のものを提出してください。 【個人事業者の場合】 ・ 住民票の写し ・ 開業届の控え ・ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)のコピー ※住民票の写しは、発行日から3か月以内のものを提出してください。	
<input type="checkbox"/>	決算書 ※直近事業年度のものをご提出ください。 ※個人事業者の方は、確定申告書の写しを提出してください。	
<input type="checkbox"/>	会社概要 ※会社のパンフレット、ホームページの写し等を提出してください。	
<input type="checkbox"/>	従業員の数を確認できる書類 ※従業員名簿等の書類を提出してください。	

※必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

5 審査について

提出された交付申請書については、八王子市が必要書類の有無のほか、この補助金の主旨に合った申請内容かどうかを審査したうえで、補助金の交付の可否を決定します。

提出した書類に不備(未記入、必要書類の不足など)がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

6 補助事業の実施について

次の点に注意したうえで、補助事業へ着手してください。

(1) 実施期間

補助対象期間内(令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)2月28日まで)に、契約、事業実施、支払い等全ての事業が完了する必要があります。補助対象期間外に着手、代金が支払われたものは補助対象となりませんのでご注意ください。

申請時の実施期間内に完了しない場合は、速やかに市に報告して指示を受けてください。

(2) 補助対象経費の支払い

ア 書類の整備、保管

実績報告の際に、契約書、請求書、振込控え、領収書などの補助対象経費の支出を証明する書類を提出いただきますので、整備、保管をお願いいたします。

<補助対象経費の支出を証明する書類>

契約書 (注文書・注文請書)	<ul style="list-style-type: none">・ 契約日・注文日・相手先が確認できること・ 契約日・注文日が補助対象期間内であること・ 契約内容(実施内容、数量、契約先等)がわかること・ 契約金額がわかること
請求書	<ul style="list-style-type: none">・ 請求日が確認できること・ 請求内容がわかること・ 請求金額がわかること
振込控えまたは領収書	<p><振込控え></p> <ul style="list-style-type: none">・ 通帳の取引履歴やインターネットバンキングでの振込完了画面のコピーを用意すること・ 振込日がわかること・ 振込日が補助対象期間内であること・ 振込元および振込先がわかること・ 振込金額がわかること <p><領収書></p> <ul style="list-style-type: none">・ 相手先・領収日が確認できること・ 領収日が補助対象期間内であること・ 領収金額がわかること <p>※外貨表示の場合は支払日の円レート根拠資料を提出してください。</p>

イ 支払いの方法

補助対象経費の支払い方法は、金融機関又は郵便局からの振込払いによるものとします。金融機関又は郵便局からの振込払い以外の方法で支払った場合は、補助対象とならない場合があります。

(3) 補助事業内容の変更について

交付申請時の補助事業内容に変更が生じる場合は、変更申請が必要な場合があります。速やかに市に報告して指示を受けてください。

<変更申請が必要な場合の例>

- ・事業の目的や実施内容に変更が生じる場合(事業の実施期間に変更が生じる場合も含まれます。)
- ・支払い金額が交付決定額よりも2割以上減額する場合(増額の変更申請は認められません。)
- ・代表者名等、申請者情報に変更が生じた場合
- ・事業を中止する場合

7 実績報告について

(1) 報告期間

補助事業完了後30日以内に実績報告をしてください。

※ 上記に関わらず、令和9年(2027年)2月28日が最終報告期限となります。

提出期限までに実績報告をしない場合は、補助金は交付できませんのでご注意ください。


(2) 報告方法及び提出書類

提出書類はフォーム内でアップロードしてください。

<提出先> 令和8年度(2026年度)新製品・新サービス開発補助金実績報告(Logo フォーム内)

<https://logoform.jp/form/iapr/1352785>



令和8年度(2026年度)新製品・新サービス開発補助金実績報告書 【第5号様式】※市ホームページからダウンロードしてください。	
<input type="checkbox"/>	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p037227.html
	
補助対象経費の支出を証明する書類一式	
<input type="checkbox"/>	※契約書(注文書)、請求書、振込控え、領収書等の各書類を提出してください。 ※日本語以外の契約書等の場合は仮訳も提出してください。
事業実施の成果が確認できる書類	
<input type="checkbox"/>	※開発した製品の写真や成果物の写し等を提出してください。 ※日本語以外の成果物の場合は仮訳も提出してください。

※事業完了日が支払日(振込日又は領収日)でない場合、事業完了日が特定できる追加資料(納品書等)の提出が必要となります。

※提出書類に不備がある場合(未記入、必要書類の不足など)、補助対象外となりますので、ご注意ください。

8 補助金の支払について

(1) 補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認められたときは、補助金の額を確定して、確定通知書により通知します。

交付する補助金の額は、実際にかかった補助対象経費に補助率をかけた額か交付決定額のいずれか低い方の金額となります。

また、千円未満の端数を切り捨てた額を交付します。

(2) 補助金の支払い

確定通知書と一緒に請求書を送付しますので、銀行口座などの情報を記入してご提出ください。請求書の提出後、おおむね3週間程度で指定の口座へ入金します。

9 補助事業者の義務など

(1) 補助事業者の義務

補助金の採択を受けた方(補助事業者)は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。特に、次の内容にご留意ください。

ア 補助金を他の用途に使用しないこと。

イ 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市からの求めがあるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告すること。

ウ 補助事業に係る帳簿その他の資料を、補助事業の完了後、5年間保存すること。

エ 市などが実施する調査や監査に応じること。

(2) 補助金の交付決定の取消及び返還

補助金の採択を受けた方(補助事業者)が、次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定を取り消すことや、支払い済みの補助金の返還を命じることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

※ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へキャッシュバックすることで、実際の購入額を減額・無償とする行為も交付決定の取消要件に該当します。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

エ 市などが実施する調査や監査の結果、市が返還を必要と認めたとき。

10 よくある質問

Q1. 製品の量産にかかる費用は補助対象になりますか？

A1. 対象になりません。

Q2. 汎用品(パソコン・スマートフォン・一般カメラ等)の購入は対象になりますか？

A2. 対象になりません。

Q3. 機械装置・工具等の購入は対象になりますか？

A3. 対象になりません。(中古品含む。)

Q4. 消耗品(単価1万円未満)の購入は対象になりますか？

A4. 単価1万円未満の消耗品は対象外です。

Q5. 原材料等の購入は対象になりますか？

A5. 本事業の利用分に限ります。本事業利用分が明確に分かる見積書等の提出が必要です。

Q6. 旅費・交通費は補助対象になりますか？

A6. 原則対象となりません。ただし専門家指導のための国内旅費のみ補助対象となります。

Q7. 実験を行う施設に原材料等を送る必要があります。送料は対象になりますか？

A7. 発送にかかる送料は、見積書、発送元・発送先が確認できる書類、領収書など必要書類一式が揃っている場合に補助対象となります。

Q8. オンラインサービス利用料(クラウドサービス等)は対象になりますか？

A8. 研究開発に直接必要であると判断され、事業実施期間内での契約の場合のみ対象となります。販促目的など用途が合致しない場合は対象外です。

Q9. 見積書は何社分必要ですか？

A9. 税抜100万円以上の調達(「機械装置・工具器具のリース・レンタル及びそれに伴う据付費」及び「委託・外注費」)には、競争性確保のため原則2社以上の見積書が必要です。最も安価な見積額を基に補助金額を算定します。

Q10. 大学など外部機関へ分析・評価を依頼した場合、補助対象になりますか？

A10. 対象になります。

Q11. 展示会の出展料は補助対象になりますか？

A11. 対象となりません。展示会出展は販促目的と位置付けられるため、補助対象経費には含まれません。経営力強化補助金をご利用ください。

Q12. みなし大企業に該当しますが申請できますか？

A12. できません。

Q13. 子会社・親会社・関連会社(みなし同一法人)への外注は補助対象になりますか？

A13. 対象になりません。

Q14. みなし同一法人の判断基準は？

A14. 公募要領に定める以下いずれかに該当する場合、連携先としては認められません。

親会社が議決権の50%超を所有

個人が複数法人の議決権50%超を保有

代表者が同一 など

Q15. 契約・発注・支払いはどの時点のものが補助対象になりますか？

A15. 令和8年4月1日以降に契約・発注し、令和9年2月28日までに完了(納品・検収・支払い)しているものが対象となります。補助対象期間外に発注・支払いされたものは対象となりません。

Q16. 支払い方法に制限はありますか？

A16. 制限があります。銀行(金融機関)または郵便局からの振込のみ有効です。現金払いやクレジットカード等は補助対象外となる場合があります。

Q17. 国や都で展示会出展費用の補助を受けています。国や都の補助対象経費以外の経費について、申請可能ですか。

A17. 国や都で補助を受けている同一の取組については、経費の内容に関わらず、対象外です。

Q18. 単独枠と共同枠のどちらで申請したらよいですか？

A18. 以下のとおりです。

① 申請者のみで本補助金を申請する場合は、「単独枠」で申請してください。

② 大学等(大学等研究機関)と共同研究等を行う場合は、「共同枠－(ア)産学連携型」で申請してください。

③ 自社以外の中小企業と共同研究契約を締結し、共同で開発等を行う場合は、「共同枠－(イ)中小企業連携型」で申請してください。なお、共同で取り組みを実施する中小企業以外の中小企業に発注する経費が補助対象経費となります。

Q19. 「共同枠－(イ)中小企業連携型」で申請する場合、共同で取り組みを実施する中小企業間の取引に係る経費は対象となりますか？

A19. 対象となりません。補助対象経費として申請したい場合は、単独枠で申請してください。(その場合、共同研究契約書は必要ありません。)

Q20. 「単独枠」でA社が申請した場合、次の申請は可能ですか。「共同枠－(イ)中小企業連携型」でB社がA社と共同研究契約書を締結しB社が申請すること。

A20. 可能です。なお、交付申請は同一の事業者が申請主体となる場合について1回限りです。

Q21. 「共同枠－(イ)中小企業連携型」で C 社が D 社と共同研究契約書を締結し C 社が申請した場合、次の申請は可能ですか。「共同枠－(イ)中小企業連携型」で D 社が C 社と共同研究契約書を締結し D 社が申請すること。

A21. できません。申請者と連携先中小企業等の組み合わせを変えずに行う事業の重複申請はできません。

Q22. 「共同枠－(イ)中小企業連携型」で E 社が F 社と共同研究契約書を締結し E 社が申請した場合、次の申請は可能ですか。「共同枠－(イ)中小企業連携型」で G 社が E 社と共同研究契約書を締結し G 社が申請すること。

A22. 可能です。

11 問い合わせ先

八王子市 産業振興部 産業振興推進課

電話 042-620-7379

メール sh092000@city.hachioji.tokyo.jp